

文教厚生常任委員長報告



文教厚生常任委員長

古澤 國義

文教厚生常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第61号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

委員より、「職員のみなし規定といった改正によれば、保育園で預かる園児も増えることになるのか。」との質

疑に対し、福祉課長から、「保育園によつては、保育士が不足していることで、定員を満たしていないのに園児を受け入れることができない場合があり、みなしの保育士を配置できるようになることの課題が解消され、定められた定員数の中で、園児を預かることができるようになります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第62号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

委員より、「新たに追加された義務教育学校とは、何を指すのか。」との質疑に対し、福祉課長から、「小中一貫校で、小学校と中学校を一つの学校としたものを指します。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」

教育課所管分

委員より、「給食センターの復旧はどのようになっているのか。また、今度の工事は、耐震性、免震性を考えた

工事になるのか。」との質疑に対し、教育課長から「工事関係については、地盤沈下が起き、浄化槽が被災していることから、ほかの補修が進めにくいこともあり、8月24日から2学期には間に合うと思います。目標としては、7月中には何とか再開を、できるだけ早くという思いであります。また、工事については、災害復旧であり、元に戻すというところが基本であり、原形

復旧工事を進めることになりました。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「工事請負費の、避難



被災したあびか内通路



給食センター（乾燥機ジョイント部分）

所等の現状復旧について、社会体育関係、学校関係等の内訳の説明を。また、阿蘇西小学校の工事関係はいつ完成するのか。」との質疑に対し、課長より、「学校のグラウンド関係では、一の宮小学校、阿蘇西小学校が、それぞれ2,000万円程度、自衛隊の大型トラックの四輪駆動により、20cmから30cmの轍（わだち）がある中で、の走行のため、排水機能も悪く、盤もなくなっている程度入れ替えが必要です。一の宮運動公園では、グラウンド



阿蘇西小学校に出現した断層

と段下の芝の所が駐屯地になり、テントの周りに排水用の溝を掘ったため、芝がほとんど全滅しました。また、あぴかの陸上競技場のサッカー場も駐屯地になり、自衛隊のテント

の排水のため芝がダメになっております。学校関係が、総額で5,920万円、社会体育関係が3,110万円となっております。災害救助費ということで、避難所のほうは全

額県の費用で見ることとなりますが、自衛隊が使用した駐屯地についても、100%の補助での復旧をお願いします。また、阿蘇西小学校の復旧について、今年度中に復旧をさせたいと思っておりますが、小学校の玄関からプール、体育館の後ろにかけて、地割れが走っており、地盤沈下も起きています。プールを現在の位置に復旧することは難しいということ、3月までには間に合わないのではないかと思われま

福祉課所管分

委員より「社会福祉

施設災害復旧工事の1,340万円の内訳は、どうなっているのか。」との質疑に対し、福祉課長補佐から「一の宮高齢者センターでは、貯湯タンクが倒壊しており、完全に使え



あぴか内に開設された被災ごみ仮置場

ない状況になっており、地中の送水管も一部破損していると思われる。また、一部外構の舗装も含まれます。阿蘇保健福祉センターについては、浴槽等にひび割れが生じ、建物の外にお湯が染み出しています。送水管でひび割れがあり、送水ができません。外構では目隠しの

市民課所管分

委員より「災害廃棄

物の仮置き場について、9月末までと説明があったが現状はどうなっているのか。」との質疑に対し、市民課長から「現在も継続し

て、仮置き場での災害廃棄物の受け入れは行っており、受け入れ場所は、未来館とあぴかの駐車場の2箇所です。6月からは罹災証明、被災証明により、搬入許可証の交付を行い、許可証を持った方のみ受け入れを行っております。搬入許可証を交付するに当たり、持ち込めないごみの一覧表を配り、絶対持ち込めないことを重々説明し、きちんとした体制で6月6日から新たに受け入れを実施しているところとあります。」との

答弁がありました。

また、別の委員から「被災家屋の解体費については、先行して解体した人もおられ、業者によって金額が違うが、価格の統一はできていないのか。」との質疑に対し、地震事業対策班長から、「この事業は、環境省の補助金により、解体費用全額を賄うものであり、解体費用の

単価は、熊本県が統一単価を示し、その単価に基づき積算を行ってまいります。既に、解体が終わった方で、その単価以上に支払われている方については、その差額は、個人負担にならないと思っております。木造の解体費については、1㎡当たり7、862円で、これは解体、積み込み等の諸経費まで含まれております。これに運搬費があり、標準は4tダンプですが、2t、4t、10tの3種類があり、4tの標準で片道5kmを運ぶ場合、1、284円の運搬費が追加されます。コンクリートの基礎等の解体では、1㎡当たり1、035円で、4tダンプで、仮置き場までの費用が550円加算され、総額では、坪当たり3万から3万5千円になるかと思われ

ほけん課所管分

ほけん課長の補足説明後、審議を行いました。特に質疑、意見はなく、終了しました。以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第66号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

委員より、「地震災害で、国民健康保険税の減免措置などがあると思うが、その収入不足分はどのように考えているのか。」との質疑に対し、**国保・年金係長**より「現段階において震災に係る国民健康保険税の減免分の取扱については示されていませんが、国民健康保険、後期高齢者医療、介護施設利用料の一部負担金が減免されます。半壊以上、若し

くは主たる生計主の廃業等については、病院等への申し出により、減免を実施してまいります。これについては、国からの特別調整交付金として、一部負担金の減免分の10分の8を、国からの交付措置があり、県からは、残り2割について何らかの措置をさせていただくよう、要望をおこなっております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号「平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

委員より「内科医が1名採用される説明があったが、以前から言われている麻酔科医が

いないため、緊急時の対応ができない状態にあるのではないかと。状況の説明をしてほしい。」との質疑に対し、**医療センター事務局長**から「現在、麻酔科医は常勤ではないため、緊急時の対応ができていない場合があります。しかし、入院患者の手術については非常勤の麻酔科医に依頼して予定された手術はできております。当院で不足している診療科の医師については、今後も積極的に働き掛けを行っていきたいと思っております。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「一般会計から、災害復旧費分として、予算が計上されているが、どのような被災にあったのか。」との質疑に対し、**事務局長**から「主なものは地震と耐震をつなぐところの、エキスパンションという接合部分に、想定外の衝撃が加わ

り壊れております。また、免震装置の一部に被覆しているゴムが損傷を受けております。復旧費用は、接合部分が530万円、免震装置が270万円と、早急に対応しなければならぬ箇所合計が約1、480万円となっております。財源としては1、480万円に対し、国庫補助割合が3分2で980万円、残りの補助裏として、一般会計が一般単

独災害復旧事業という起債を借りて、490万円を病院事業会計に繰り入れていただくことを予定しております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託された案件についての報告です。



被害を受けた医療センターエキスパンション部分